

# 教育委員会月報

No. 49

～主要もくじ～

- 公 民 館 の 実 態
- 解 説—行政訴訟について(2)
- 解 説 映画・幻燈画・紙しばいの審査基準
- 文 化 財 保 護 条 例 の 参 考 案
- わが教育委員会(愛媛県三瓶町)
- 都 道 府 県 教 育 委 員 名 簿

(第六卷 第六号—昭和二九年九月号)

公民館の実態……………(三)

解説—行政訴訟について(二)……………(一九)

解説—教育映画等審査規程の改正

映画・幻燈画・紙しばいの審査基準……………(三)

教育映画等審査報告(八月分)……………(三)

文化財保護条例の参考案……………(四)

わが教育委員会(80)

町の教育委員会の現況と地教委の育成  
(愛媛県三瓶町)……………(三)

行政実例

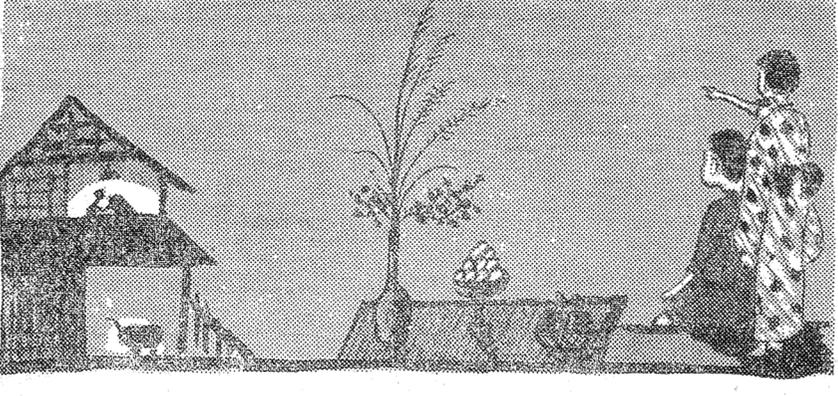
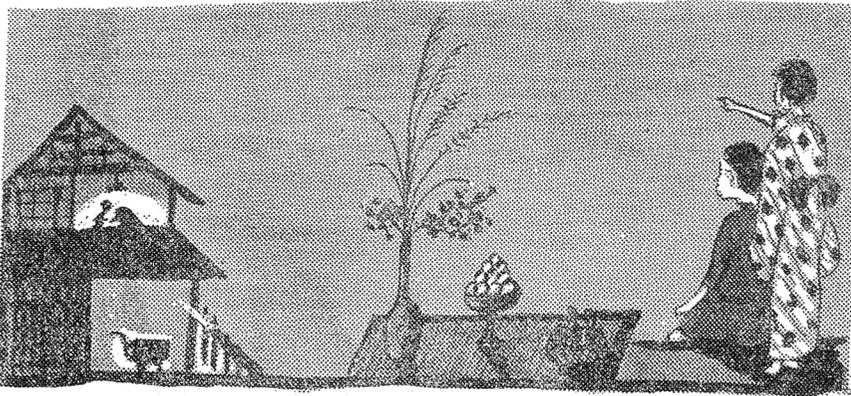
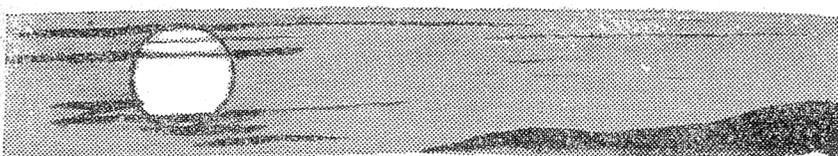
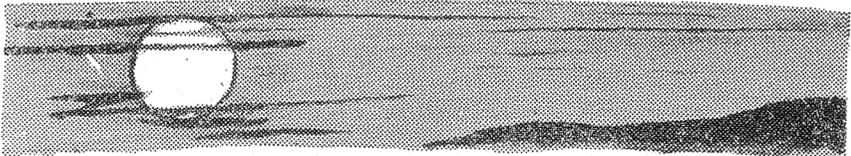
……………(五九)

一 教育委員会法関係……………(五九)

財産の範囲について……………(五九)

教育長の身分に対する疑義について……………(六〇)

町村合併促進法第九条の二の解釈等について……………(六一)



学校敷地の買収事務等を委任することについて……………(六一)

既合併村の教育委員の取扱について……………(六一)

二 教育公務員特例法関係……………(六五)

市町村立学校職員の給与負担について……………(六五)

資格の詐称と免許状の効力等について……………(六六)

三 学校教育法関係……………(六七)

法制上の疑義について……………(六七)

校地内に忠魂碑を建設することについて……………(六八)

通 知……………(六九)

教育公務員の退職当時の俸給

(恩給法第五九条の二)について……………(六九)

生徒の対外競技について……………(七〇)

ナトコ映写機等の取扱について……………(七一)

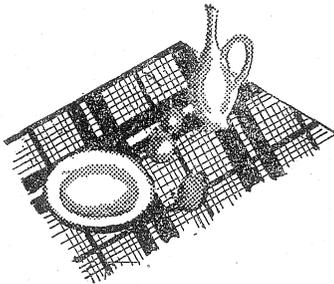
ナトコ映写機等の貸与および管理について……………(七一)

都道府県教育委員会名簿(七月一日現在)……………(七三)

★

★

★



# 文化財保護条例の参考案

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財の保護については、従来、各都道府県では、行政事務条例または教育委員会規則によって実施している。

ところが、今回、文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三百十一号)が本年七月一日から施行され、法全体にわたって大巾の改正が行

われるとともに、改正法第九十八条第二項の規定により、地方公共団体が文化財の保護のための措置を講ずる場合には、条例をもつてしなければならないこととされた。

そこで、今回の改正に依じて無形文化財及び民俗資料の保護に関する制度を織り込んだほか、従来の各都道府県の文化財保護条例を比較検討し、自治庁及び内閣法制局担当参事官とも協議

の上、文化財保護委員会によって作成されたのがこの参考案である。

なお、この参考案は、昭和二十九年九月二十一日付、文委庶第二十五号をもつて、文化財保護委員会事務局長から各都道府県の教育長及び総務部長あてに通知済みのものである。

(担当文化財保護委員会庶務課)

## 〇〇都道府県文化財保護条例

注 文化財保護法百四条の三の規定による文化財専門委員に関する同条第三項の規定による条例をこの

都道府県文化財保護条例に一括して規定すること  
はもとより可能であるが、文化財専門委員は、条例による指定文化財のみならず国の指定文化財に関する事項をも所掌することに鑑み別建とした。一括して規定する場合には条例の題名を「〇〇都道府県の

文化財の保護に関する条例」のごときものとするほか「目的」の条項についても、所要の修正を加える必要があることはもとよりである。

### 第一章 総 則

#### (目 的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十八条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で都道府県の区域内に存するものうち都道府県にとつて重要なものについて、その保

存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都道府県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

注 「都道府県にとつて」というのは、当該文化財の重要性を判断する場合の立場をいうのであり、その

素材たる文化財は、文化財保護法第九十八条第二項及び第二条の規定から明らかなとおり「わが国にとつて価値の高いもの」でなければならぬ。

なお、「わが国にとつて」というのは、「日本の文化」というような意味に解せられる。

#### (定 義)

第二条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法(以下「法」という。)第二条第一項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物をいう。

注(1) 各都道府県の事情によつては、文化財の範囲を本条に定めるものより狭く限定することも差し支えない。

注(2) 有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物について法第二条第一項各号の字句を掲げること  
は、もとより差し支えない。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 教育委員会は、この条例の執行に当つては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

#### 第二章 都道府県指定有形文化財

#### (指 定)

第四条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち都道府県にとつて重要なものを〇〇都道府県指定有形文化財(以下「都道府県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基く占有者の同意を得なければならない。但し、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合を除く。

3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める文化財専門委員の意見を聞くものとする  
4 第一項の規定による指定は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基く占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による都道府県(公)報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該都道府県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

注(1) 「〇〇都道府県指定有形文化財」としたのは、都道府県指定の有形文化財の呼称と、国の指定の有形文化財すなわち重要文化財との誤解、混用をできる限り避けるためであり、従来「〇〇都道府県(指定)重要文化財」と呼称していた向きも、この機会に改称されるよう希望する。

もとより国の指定文化財の呼称にまぎらわしいものでない限り、前記以外の呼称を使用することは、差し支えない。

注(2) 都道府県指定の場合に限り所有者等の同意を要件としたのは、財産権の内容は法律で定めると規定した憲法第二十九条第二項の規定の趣旨にむしゅんしないよう考慮したものである。

注(3) 指定の効力発生時期につき法第二十八条第二項但書のごとき規定を置かないのは、所有者等の同意を指定の要件としたからである。

(解 除)

第五条 都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 都道府県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都道府県(八公)報で告示するとともに、当該都道府県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による都道府県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに都道府県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

注(1) 都道府県指定有形文化財がその都道府県の区域内に所在しなくなつた場合(一時的な所在の場所の変更を除く。)は、特殊な事由のうちに含めて取扱ふことが適當である。又指定は、第四条第二項の規定により所有者等の同意を要件としている

注(2) 法においては、指定書の返付期限を限定しているが、法に認められるこれに対する過料の制裁が条例においては認められず、過料の制裁のない期限の限定を条例に規定することは、あまり実益がないので「すみやかに」としたのであるが、事務の便宜上施行規則に期間を限定することは、もとより差し支えない。

注(3) 法においては、指定書の返付期限を限定しているが、法に認められるこれに対する過料の制裁が条例においては認められず、過料の制裁のない期限の限定を条例に規定することは、あまり実益がないので「すみやかに」としたのであるが、事務の便宜上施行規則に期間を限定することは、もとより差し支えない。

以下同様とする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 都道府県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、都道府県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 都道府県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もつぱら自己に代り当該都道府県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

第七条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第八条 都道府県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第九条 都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。但し、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又

は所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

注 都道府県の区域外への移動について、許可制をとられている向きもあるようであるが、所有権の制限として行過ぎの感があるので、このような条項は削除されることが適当である。

なお、すでに補助金を交付した都道府県指定有形文化財が都道府県の区域外に移動する場合は、有償譲渡の場合が多いと考えられるので、第十三条の規定により納付金を納付させることは、もとより可能である。

(管理又は修理の補助)

第十条 都道府県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、都道府県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

に要する費用は、予算の範囲内での全部又は一部を都道府県の負担とすることができる。

4 前項の規定により都道府県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十条第二項及び前条の規定を準用する。

注 管理又は修理について命令制度を設け、罰則をもつて強制することは、条例による制限としては不適当であると思われるので、このような命令制度は設けていない。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 都道府県が修理又は管理に關し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第十条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した都道府県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該都道府県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該都道府県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を都道府県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又

第十一条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者が左の各号の一に該当するに至ったときは、都道府県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対しすでに交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 管理又は修理に關し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。  
二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

三 前条第二項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に關する催告)

第十二条 都道府県指定有形文化財の管理が適当でないため当該都道府県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設定その他管理に關し必要な措置を催告することができる。

2 都道府県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な催告をすることができる。

3 前二項の規定による催告に基いてする措置又は修理のため

は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した都道府県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該都道府県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該都道府県指定有形文化財を都道府県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、都道府県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更の制限)

第十四条 都道府県指定有形文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。但し、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

3 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第十五条 都道府県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。但し、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第十六条 教育委員会は、都道府県指定有形文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該都道府県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、都道府県指定有形文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限つて、当該都道府県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第一項の規定による出品のために要する費用は、都道府県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を都道府県の負担とすることが出来る。

4 都道府県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。

5 教育委員会は、第一項の規定により都道府県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該都道府県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る都道府県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該都道府県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、都道府県は、所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。但し、所有者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第十七条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第九条の規定による届出があつた場合には、前条第六項の規定を準用する。

注 第三者による公開を法第五十三条のごとく許可制によつて規制する必要性は、比較的薄いため、本条による所有者の届出、所有者に対する指示によつて

間接的に処置するものとしたのである。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都道府県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

注 指定のための強制調査権を規定することは、法においてこれを避けているので条例においてもこれを規定しない方がよいと思われる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該都道府県指定有形文化財に関しこの条例に基いてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該都道府県指定有形文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならぬ。

第三章 都道府県指定無形文化財

(指定)

第二十条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する無形文化財(法第五十六条の三第一項の規定により重要無形文化財に

指定されたものを除く。)のうち都道府県にとつて重要なものを〇〇都道府県指定無形文化財(以下「都道府県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当つては、当該都道府県指定無形文化財の保持者を認定しなければならぬ。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める文化財専門委員の意見を聞くものとする。

4 第一項の規定による指定は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該都道府県指定無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後において、当該都道府県指定無形文化財の保持者として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第三項及び第四項の規定を準用する。

(解除)

第二十一条 都道府県指定無形文化財が都道府県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるとき

は、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該都道府県指定無形文化財の保持者に通知してする。

4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除には、前条第三項の規定を準用する。

5 都道府県指定無形文化財について法第五十六条の三第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該都道府県指定無形文化財の保持者として、認定されていた者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとして保持者のすべてが死亡したときは、都道府県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を都道府県(公)報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第二十五条 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保持者その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

注 都道府県指定無形文化財以外の無形文化財について法第五十六条の九のごときその記録の作成等に関する規定を設けなかつたのは、国の場合と異なり都道府県の場合には、このような制度を特に設ける必要が少なくと思われるからである。

第四章 民俗資料

(都道府県指定民俗資料の指定)

第二十六条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形の民俗資料(法第五十六条の十第一項の規定により重要民俗資料に指定されたものを除く。)のうち都道府県にとつて重要なものを〇〇都道府県指定民俗資料(以下「都道府県指定民俗資料」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。

(都道府県指定民俗資料の指定の解除)

第二十七条 都道府県指定民俗資料が都道府県指定民俗資料と

第二十二條 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第二十三條 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、都道府県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

(公開)

第二十四條 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保持者に対し都道府県指定無形文化財の公開を、都道府県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には、第十六条第三項及び第六項の規定を、前項の規定により公開したこと起因して当該都道府県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、同条第七

しての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 都道府県指定民俗資料について法第五十六条の十第一項の規定による重要民俗資料の指定があつたときは、当該都道府県指定民俗資料の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を、前項の場合には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

(都道府県指定民俗資料の現状変更)

第二十八條 都道府県指定民俗資料の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県指定民俗資料の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

(都道府県指定民俗資料に関する準用規定)

第二十九條 第六条から第十三条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、都道府県指定民俗資料について準用する。

(無形の民俗資料の記録の作成等)

第三十條 教育委員会は、都道府県の区域内に存する無形の民俗資料(法第五十六条の十八で準用する法第五十九条の九の

規定により文化財保護委員会が選択したものを除く。)のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該民俗資料の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める文化財専門委員の意見を聞くものとする。
- 3 第一項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

第五章 都道府県指定史跡名勝天然記念物

(指 定)

- 第三十一条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する記念物(法第六十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち都道府県にとつて重要なものを〇〇都道府県指定史跡、〇〇都道府県指定名勝又は〇〇都道府県指定天然記念物(以下「都道府県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

注 「都道府県指定史跡名勝天然記念物」については、史跡名勝天然記念物の呼称が一般名詞に近い場合は、

注 標識等の設置は、保存のための管理であるので、第三十六条で準用される第十条第一項の規定により補助金の交付が可能である。

- (土地の所在等の異動の届出)
- 第三十四条 都道府県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十六条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

- 第三十五条 都道府県指定史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。但し、現状変更については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の輕微である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による許可を与える場合には、第十四条第二項及び第三項の規定を準用する。

(準用規定)

- 第三十六条 第六条から第八条まで、第十条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条第一項の規定は、都道府県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第六章 補 則

(施行規則)

め、都道府県指定のものについて有形文化財の場合のような国の指定のものとの誤解混用を避ける適当な呼称を見出し難いので、一応この呼称としたのであり、より適当な呼称があれば、それによることは、もとより差し支えない。

(解 除)

- 第三十二条 都道府県指定史跡名勝天然記念物が都道府県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 都道府県指定史跡名勝天然記念物について法第六十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該都道府県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識等の設置)

- 第三十三条 都道府県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、都道府県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第三十七条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

注 本条にいう「この条例の施行に關し必要な事項」とは、条例の施行に關し必要な事項である限り、法令、条例に違反せず、且つ、教育委員会規則で定める範囲内の事項であれば、法第十五条第一項の場合のような手続的事項のみに限定されることはない。

第七章 罰 則

(刑 罰)

- 第三十八条 都道府県指定有形文化財を損壊し、棄し、又は隠匿した者は、一万円以下の罰金又は科料に処する。

- 第三十九条 都道府県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、一万円以下の罰金若しくは科料に処する。

- 第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に關して、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和 年 月 日から施行する。

注 指定名称の変更、届出制の許可制への変更、罰則の変更等については当然附則において経過規定を設ける必要があるが、これについては文化財保護法及び同法の改正法律の附則等を参照して措置されたい。

記

九月は台風シーズン。今年も一二号につづく一五号台風

後

の被害は予想外に大きく、被災者の方々には心から御同情を申しあげます。

編

中でも、二六日夜の洞爺丸沈没の惨事は、海難史上記録的な事件として、世界を驚かせたことでした。平時の

遭難で世界的に最も有名なのは、一九一二年(大正元年)四月の大西洋での英国船タイタニック号が氷山に衝突して沈没した事件であり、乗客一、五〇〇人余が死亡したそう、このほかには洞爺丸の遭難に匹敵するような事故はなかつたといわれており、数多くの犠牲者に対し、心から御冥福をお祈り申しあげます。

洞爺丸のいたましい惨禍のあつたちやうどその朝、吉田首相は羽田空港を飛び立ち、米英など七カ国歴訪の外遊に鹿児島立ち、そして同日の夜から翌早朝にかけては、中共招待による各党中共視察議員団の一行が、やはり羽田から空路香港に向け出発し、また、元軍人など五六六名の第八次中共引揚者が、二七日の昼、興安丸で舞鶴に帰つてきました。この二日

間は、悲しみと喜びの交錯で、何とかあわただしかつたことでしょう。

.....◇.....

○本号では、前号に引きつづき、行政訴訟について、解説を加えました。前号とともに御利用願います。また、本年四月一日現在をもつて文部省が調査した公民館の事態について主管課から寄稿を願いました。社会教育の中心的施設として大きな使命を果している公民館が、年々向上の傾向をたどっていることは喜ばしい限りであり、今後の一層の発展を期待してやみません。

○社会教育や学校教育に重要な影響を及ぼす教育映画等(映画・幻燈画・紙しばい)の審査は、今まで「教育映画等審査規程」によつていましたが、このほど、その全文を改正する省令が公布されましたので、この機会に、いかなる規程によつて、教育映画等の審査が行われているかを説明いたしました。

○文化財保護委員会では、最近、文化財保護条例の参考案を作成し、都道府県にそのサンプルを示しましたので、本誌にもこれを掲載して関係者の御参考に供し

ました。

○前号から「二大会議の動き」の欄を再び設けましたが、今回は、中央教育審議会、地方制度調査会ともに特記すべき事項がないので次号にゆずることいたしましたから御了承願います。

○末尾の都道府県教育委員名簿は、本年七月一日現在の調査ですが、未報告の県が二、三あり、それらについては別の資料で補つたこと、また、調査時以後に異動報告のあつたところは、時間のゆるす限り、訂正を加えておいたことをおことわりしておきます。(編集子 S)

著作兼発行者

文 部 省

印刷者

東京都中央区入船町1-11

弘報印刷株式会社